

(ページコラム5)「ねじれ国会」ってそんなに異常なの

先の参議院選挙で、政府与党の獲得議席数が少なく、参議院では野党が多数となったため、マスコミは「ねじれ国会」だと大騒ぎしている。でも、そんなことは、土井さんが「山が動いた」と語った1989年の参議院選挙でも起こったし、その後も何度か起こっており、さほど珍しいわけではない。

そもそも、憲法が二院制を規定している以上、衆議院と参議院で多数派が異なる事態はときどき生じて当然である。そのことで、政策決定に多少時間がかかったとしても、より慎重なプロセスを踏むべしとするのが、憲法の趣旨であろう。

私の子ども時代すなわち昭和20年代には、「緑風会」と称する参議院ではかなりの大勢力だが、衆議院には全く議席を持たない会派が存在し、法案修正にそれなりの力を振るっていたものである。

昭和30年の保守合同以降は、自民党が衆参両院で多数を握る時代が長く続き、政府自民党が決定した予算や法案は、そのまま国会を通過成立することが常態化した。

現在の政治部記者達はそのような状況に慣れてしまい、衆参両院で多数派が異なることを「ねじれ国会」などと妙な造語まで作って騒いでいるわけであるが、それほど異常なことだろうか。

憲法は三権分立で、立法府たる国会と行政府たる内閣は、それぞれに独立した存在であるから、その間に対立や緊張関係があるほうがむしろ自然である。政府が物事を決めれば、それがそのまま国会を通過するのなら、国会は内閣総理大臣の指名だけして、後は休んでいけばよいことになってしまう。実際、私の官僚時代は、自民党の全盛期とほぼ一致していたために、予算も法案も閣議決定されるまでが勝負で、それが済んで国会に提出された後は、ほとんど儀式的な経過をたどるにすぎなかった。

特に、政府が提出した予算を国会が修正することは、財務官僚からの大変な抵抗などもあって、極めて稀でほとんど記憶にない。しかし、考えてみればこれも変な話で、国の予算は国会の承認が必要とされているのだから、当然、国会修正ということもあってよいわけである。「ねじれ国会」ともなればむしろ、そのほうが自然ではないか。

予算自体に関しては、憲法で衆議院の優越規定があるため、現在の状況下では与党によるごり押しも可能だが、予算関連法案は、普通の法律案と同じ扱いになるから、これを否決されれば、せっかく通った予算もまともに執行できない。

さすがにその辺りのことを心得て、最近、玄葉国務大臣兼民主党政調会長が「国会での予算修正の可能性を排除しない」と発言したとの報道があった。至極、当然というべきである。

予算、法律のいずれの案についても、国会の舞台で徹底した質疑・討論や修正協議を行えばよい。「ねじれ国会」が、そのように活用されれば、与野党いずれの国会議員についても、その主張や力量が国民によくわかることになる。10年余り前の金融危機に際して、やはり「ねじれ国会」の状況下で「政策新人類」と呼ばれた人たちが活躍したように。